

第3回たつの市新宮地域小中一貫校開校準備委員会
一次 第一

日時 令和6年5月30日（木）
午後7時から
場所 新宮総合支所第1会議室

1 開 会

2 新規委員の委嘱

3 議 事

（1）新宮地域小中一貫校の学校名候補の選定及び学校名募集要項について
【資料1】

（2）新宮地域小中一貫校小学校の制服等の取扱い及びアンケート調査実施要領について【資料2】

（3）現在の各小学校設置の記念碑等の取扱いについて【資料3】

4 閉 会

たつの市新宮地域小中一貫校開校準備委員会委員

校区等	氏名	選出団体	備考
西栗栖小学校	今 江 伸	地 区 自 治 会	
	山 田 響 子	小 学 校 P T A	
	竹 林 絢 加	未 就 学 児 保 護 者	
	寺 前 健 一	小 学 校 校 長	
東栗栖小学校	保 田 義 一	地 区 自 治 会	委員長
	上 田 哲 也	小 学 校 P T A	
	前 田 美 耶	未 就 学 児 保 護 者	
	香 田 有 紀 子	小 学 校 校 長	
香島小学校	田 中 一 典	地 区 自 治 会	
	前 川 あ い	小 学 校 P T A	
	荒 木 健 太 郎	未 就 学 児 保 護 者	
	西 川 賢 次	小 学 校 校 長	
新宮小学校	河 井 由 一	地 区 自 治 会	
	木 南 裕 樹	小 学 校 P T A	副委員長
	天 本 未 樹	未 就 学 児 保 護 者	新規委嘱
	井 口 浩 一	小 学 校 校 長	
越部小学校	緒 方 光 男	地 区 自 治 会	
	原 田 祐 輔	小 学 校 P T A	新規委嘱
	堂 野 能 伸	未 就 学 児 保 護 者	
	奥 村 敏 昭	小 学 校 校 長	
新宮中学校	土 井 大 輔	中 学 校 P T A	新規委嘱
	圓 田 雅 也	中 学 校 校 長	

(敬称略)

新宮地域小中一貫校の学校名候補の選定について（案）

新宮地域小中一貫校の通称名、小学校名及び中学校名の候補を以下のとおり選定する。

＜令和 6 年 5 月開催 開校準備委員会＞

- （１）学校名募集要項、募集チラシ、応募用紙の確定
- （２）通称名、小学校名、中学校名の候補の選定について協議

＜令和 6 年 6 月 1 0 日～令和 6 年 7 月 3 1 日＞ 学校名募集

＜令和 6 年 8 月開催 開校準備委員会＞

- （１）応募状況について報告
- （２）応募数の多かった名称を中心に協議

＜令和 6 年 1 0 月開催 開校準備委員会＞

協議により通称名、小学校名、中学校名をそれぞれ 1 点選定

○通称名、小学校名、中学校名の決定について

令和 6 年度 開校準備委員会において、それぞれの名称の候補を決定

令和 8 年度（予定） 市議会において、名称を決定

新宮地域小中一貫校学校名募集要項（案）

- 1 **募集目的** 新宮地域小中一貫校の通称名、小学校名及び中学校名を多くの方々から募集し、選定することにより、同校が新宮地域において長く愛される学校となることを目的とする。
- 2 **募集内容** 令和10年4月開校予定の新宮地域小中一貫校の学校名（通称名、小学校名、中学校名）
※通称名、小学校名、中学校名の3項目のうち、1項目又は2項目での応募も可とする。
- 3 **応募資格** 本市新宮町に在住・在学（小学校、中学校）の者とする。
- 4 **応募方法** 応募は、次のいずれかの方法により行う。
 - (1) 持参 応募用紙に記入の上、以下に設置する投函箱に投函する。
 - ・ たつの市教育委員会事務局 小中一貫教育推進課
 - ・ たつの市役所本館玄関ホール
 - ・ たつの市新宮総合支所地域振興課
 - ・ 新宮公民館
 - ・ 新宮図書館
 - ・ 新宮町内のコミュニティセンター（西栗栖・東栗栖・香島・越部）
 - ・ 新宮中学校区内の小・中学校
（西栗栖・東栗栖・香島・新宮・越部小学校、新宮中学校）
 - (2) 郵送
 - (3) F A X
 - (4) オンライン
 - (5) 電子メール
- 5 **応募期間** 令和6年6月10日（月）から令和6年7月31日（水）まで
※郵送の場合は、応募期間内必着とする。
- 6 **記載内容** 応募に係る記載事項は、以下のとおりとする。
 - (1) 新宮地域小中一貫校の通称名、小学校名、中学校名と応募理由
 - (2) 応募者の住所、氏名、電話番号（児童・生徒の場合は、学校名と学年も記載する。）
- 7 **応募点数** 応募は、一人1点とする。

8 その他

- (1) 本募集により応募された学校名を基に新宮地域小中一貫校開校準備委員会において選定を進める。
- (2) 本募集により決定した学校名に関する一切の権利は、たつの市教育委員会に属するものとする。
- (3) 応募者の個人情報については、本募集に関すること以外には使用しない。

9 応募・問い合わせ先

〒679-4192 たつの市龍野町富永1005-1

たつの市教育委員会事務局 小中一貫教育推進課

電話 0791-64-3020

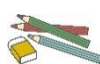
FAX 0791-63-3883

メール shochuikkan@city.tatsuno.lg.jp

新宮地域小中一貫校の学校名を募集

令和10年4月に新しく開校する新宮地域小中一貫校が、新宮地域の皆さんから長く愛される学校となるよう学校名を募集します。たくさんのご応募をお待ちしています。

募集内容等



募 集 内 容	新宮地域小中一貫校の学校名（通称名、小学校名、中学校名）
応募できる方	本市新宮町に在住・在学（小学校、中学校）の方
応募点数	学校名（通称名・小学校名・中学校名）を、一人1点ずつまで。 （通称名、小学校名、中学校名の3項目のうち、例えば通称名と小学校名、小学校名と中学校名、通称名のみなど、3項目が揃っていないでも応募できます。）
記載内容	応募する学校名とそのふりがな、応募する学校名にした理由
募集期間	令和6年7月31日（水）まで

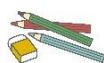
小中一貫校の学校名（例）



通称名	小学校名	中学校名
中之島小中一貫校（大阪市）	中之島小学校	中之島中学校
一宮南学園（茨城県）	はりま一宮小学校	一宮南中学校
緑風学園（沖縄県名護市）	久志小学校	久志中学校
むくのき学園（大阪市）	啓発小学校	中島中学校

新しい学校は、小学1年生から中学3年生までの児童、生徒及び教職員が日常的に交流しながら学習や活動に取り組める「小中一貫校」として開校します。
校舎一体型の小中一貫校の名称として、通称名を使用します。

応募方法



次のいずれかの方法により応募してください。

① 持参により応募する場合 裏面の応募用紙にご記入の上、以下に設置する投函箱に投函

- ・たつの市教育委員会事務局 小中一貫教育推進課（たつの市役所新館3階）
- ・たつの市役所本館玄関ホール
- ・たつの市新宮総合支所地域振興課
- ・新宮公民館
- ・新宮図書館
- ・新宮町内のコミュニティセンター
- ・新宮中学校区内の小・中学校（西栗栖・東栗栖・香島・新宮・越部小学校、新宮中学校）

② 郵送により応募する場合 裏面の応募用紙にご記入の上、以下の宛先まで郵送

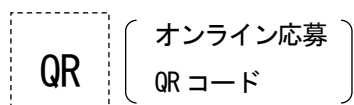
〒679-4192 たつの市龍野町富永1005-1

たつの市教育委員会事務局 小中一貫教育推進課宛て

③ FAXにより応募する場合 裏面の応募用紙にご記入の上、以下の番号まで送信

FAX番号：0791-63-3883

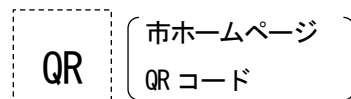
④ オンラインにより応募する場合 次のQRコードを読み取って必要事項を入力し送信



⑤ 電子メールにより応募する場合

市ホームページに添付している応募用紙をダウンロードし、必要事項をご記入の上、メールで送信

メールアドレス：shochuikkan@city.tatsuno.lg.jp



新宮地域小中一貫校の学校名の応募用紙

◆ 通称名の応募欄

応募する通称名をご記入ください。

ふりがな ()

(上記の通称名とした理由)

◆ 小学校名の応募欄

応募する小学校名をご記入ください。

ふりがな ()

小学校

(上記の小学校名とした理由)

◆ 中学校名の応募欄

応募する中学校名をご記入ください。

ふりがな ()

中学校

(上記の中学校名とした理由)

応募者 住 所 _____
氏 名 _____
電話番号 _____

※児童生徒の場合 小学校又は中学校名と学年をご記入ください。

学校名 : _____ 学年 : _____ 年

※ご応募いただいた学校名を基に新宮地域小中一貫校開校準備委員会において選定を進めていきます。

※本募集により決定した学校名に関する一切の権利は、たつの市教育委員会に属するものとします。

※応募者の個人情報については、本募集に関すること以外には使用しません。

※応募内容について、問い合わせをさせていただく場合があります。

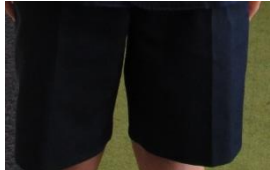
【担 当】たつの市新宮地域小中一貫校開校準備委員会
(事務局) たつの市教育委員会事務局 小中一貫教育推進課
電話 : 0791-64-3020 FAX : 0791-63-3883
Mail : shochuikkan@city.tatsuno.lg.jp

新宮地域小中一貫校小学校の制服等の取扱いについて（案）

新宮地域小中一貫校小学校の制服及び体操服について、以下のとおり新宮地域小中一貫校開校準備委員会において協議し、制服・体操服に関する方針を決定する。

令和 6 年 5 月	開校準備委員会において、制服等の取扱い及びアンケート実施内容を決定
令和 6 年 6 月	小学校区部会において、アンケート実施内容を報告
令和 6 年 7 月	保護者アンケート調査実施
令和 6 年 8 月	開校準備委員会において、アンケート調査の結果を基に制服・体操服に関する方針を協議
令和 6 年 1 2 月まで	制服・体操服に関する方針を決定、保護者に方針を通知

現在の小学校制服

学校名	トップス	ボトムス (男子)	ボトムス (女子)	シャツ・ ブラウス
西栗栖小学校	イートン (男女兼用) 	半ズボン 	スカート 	カッター・ ブラウス・ ポロシャツ 指定なし
東栗栖小学校	イートン (男女兼用) 	半ズボン 	スカート 	カッター・ ブラウス・ ※綿シャツ 可
香島小学校	イートン (男女兼用) 	半ズボン 	スカート 	カッター・ ブラウス・ ポロシャツ 指定なし
新宮小学校	イートン (男女兼用) 	半ズボン 	スカート 	カッター・ ブラウス・ ポロシャツ 指定なし
越部小学校	イートン (男女兼用) 	半ズボン 	スカート 	カッター・ ブラウス・ ポロシャツ 指定なし

新宮地域小中一貫校小学校の制服・体操服に関するアンケート調査実施要領（案）

- 1 **実施目的** 新宮地域小中一貫校開校準備委員会において、新宮地域小中一貫校の小学校で着用する制服・体操服について方針を決定するため、新宮中学校区内の児童及び未就学児の保護者を対象にアンケート調査を実施する。
- 2 **実施内容**
 - ・小中一貫校小学校の服装（制服・私服等）について
 - ・新制服のデザイン（イートン・ブレザー）について
 - ・制服を着用する学年について
 - ・新体操服に希望する事項（機能性・材質・価格等）について
- 3 **実施対象** 新宮中学校区内の小学校に在学の児童及び新宮中学校区内に在住の未就学児の保護者
- 4 **実施方法** アンケート依頼文に記載しているQRコードを読み取り、Google フォームから回答する。
- 5 **実施期間** 令和6年7月1日（月）～令和6年7月31日（水）
- 6 **回答回数** アンケートの回答は、1世帯1回とする。
- 7 **回答・問い合わせ先**

〒679-4192 たつの市龍野町富永1005-1
たつの市教育委員会事務局 小中一貫教育推進課
電話 0791-64-3020
FAX 0791-63-3883
メール shochuikkan@city.tatsuno.lg.jp

新宮地域小中一貫校の小学校の制服・体操服に関するアンケート（案）

1 制服について

全ての方にお聞きします。

〔Q1〕 お子様は、「未就学児～小学2年生」または「小学3年生以上」のいずれに該当しますか。以下の①～③のいずれか1つに○印を付けてください。

※ 開校時（令和10年4月）、現在の小学2年生は小学6年生に、現在の小学3年生は中学1年生になります。

※ 「未就学児～小学2年生」「小学3年生以上」のいずれにもお子様がおられる場合は、「③いずれにも該当」を選択してください。

- ① 未就学児～小学2年生 ② 小学3年生以上 ③ いずれにも該当

全ての方にお聞きします。

〔Q2〕 新しい小学校の服装は、「上下ともに制服」「上着のみ制服（指定の上着、指定のポロシャツ）」「上着のみ制服（上着のみ指定）」「制服を希望しない（私服を着用）」のいずれが良いと思いますか。

以下の①～④のいずれか1つに○印を付けてください。

- ① 上下ともに制服
② 上着のみ制服（指定の上着、指定のポロシャツ）
③ 上着のみ制服（上着のみ指定）
④ 制服を希望しない（私服を着用）

<上記の理由>

--

Q2で①～③を選択された方にお聞きします。

〔Q3〕 現在の各小学校の制服を統一するにあたり、新しいデザインとすることを検討しています。新しいデザインにする場合、どのような形が良いと思いますか。

以下の①または②のいずれか1つに○印を付けてください。

- ① イートン（現在の制服の形と同じ） ② ブレザー

<上記の理由>

--

※ 性別にかかわらず、ボトムスは、半ズボン、スラックス、スカートを選ぶように検討します。

Q2で①～③を選択された方にお聞きします。

〔Q4〕 制服を着用する学年は何年生からが良いと思いますか。

以下の①～⑥のいずれか1つに○印を付けてください。

- | | | |
|---------|---------|---------|
| ① 小学1年生 | ② 小学2年生 | ③ 小学3年生 |
| ④ 小学4年生 | ⑤ 小学5年生 | ⑥ 小学6年生 |

2 体操服について

全ての方にお聞きします。

〔Q5〕 現在の各小学校の体操服を統一するにあたり、新しいデザインとすることを検討しています。新しい体操服に取り入れてほしいことがあれば自由に記入してください。

機能性、デザイン、材質、価格など

3 自由意見

〔Q6〕 新しい小学校の制服や体操服について、ご意見があれば以下に記入してください。

(記載例)

新しい制服を開校前から着用したい、開校後においても旧の制服を着用したい(兄弟・姉妹の制服を活用したい)、新しい制服の価格帯、○色の制服が良い など

(参考) 各小学校の現在の制服

学校名	ジャケット	ボトムス
西栗栖小学校	イートン (紺)	半ズボン、スカート (紺)
東栗栖小学校	イートン (紺)	半ズボン、スカート (紺)
香島小学校	イートン (紺)	半ズボン、スカート (紺)
新宮小学校	イートン (茶)	半ズボン、スカート (茶)
越部小学校	イートン (紺)	半ズボン、スカート (紺)

現在の各小学校設置の記念碑等の取扱いについて（案）

現在、各小学校に設置されている記念碑等について、以下のとおり取扱う。

- 1 現在の各小学校に設置されている記念碑や寄贈された絵画等については、当分の間それぞれの学校で引き続き展示する。
記念碑や絵画等を記録として残していくため、アーカイブ動画及び冊子を作成する。
- 2 新宮小学校については、小学校区部会において記念碑等の取扱いを協議する。
- 3 各小学校の校歌及び校章等については、小中一貫校開校後も新宮地域の児童・生徒に各小学校の歴史を伝えていけるよう、下記のとおり小中一貫校に整備する「地域交流室」（仮称）に展示する。
 - （１）校歌 体育館に設置している校歌掲示額を展示
 - （２）校章 校旗を展示
 - （３）記念誌 各校で製作した周年記念誌等を展示※ 上記以外にも各小学校区部会での意見交換を通して、「地域交流室」（仮称）の展示スペースの範囲内において展示するものを決定する。
※ 「地域交流室」（仮称）の展示スペースは、各学校別に展示する。

○新宮中学校の記念碑等の取扱いについては、別途協議する。

各小・中学校設置記念碑等一覧

	記念碑	美術品	工芸品	書	写真	計
西栗栖小学校	10	11	6	—	1	28
東栗栖小学校	6	7	4	—	—	17
香島小学校	2	15	1	—	—	18
新宮小学校	33	16	3	4	1	57
越部小学校	8	8	5	—	—	21
新宮中学校	16	4	1	2	—	23

たつの市新宮地域小中一貫校開校準備委員会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、たつの市新宮地域小中一貫校（以下「小中一貫校」という。）の開校に係る調整事項を協議するため、たつの市新宮地域小中一貫校開校準備委員会（以下「委員会」という。）の設置に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 委員会は、小中一貫校に関する次に掲げる事項について協議し、その結果を教育委員会に報告するものとする。

- (1) 学校の名称、校章、校歌、制服等に関すること。
- (2) 開校式典等記念イベントに関すること。
- (3) 前各号に掲げるもののほか、教育長が必要と認めること。

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱したもの（以下「委員」という。）をもって構成する。

- (1) 新宮地域における地区自治会の代表
- (2) 別表に掲げる小中学校の校長
- (3) 別表に掲げる小中学校の保護者
- (4) 別表に掲げる小学校の学区における未就学児の保護者の代表者
- (5) 前各号に掲げるもののほか、教育長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱した日から小中一貫校の開校の前日までとする。ただし、委員が任期の途中で交代した場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は、会務を総括し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は委員長が招集し、委員長がその議長となる。

- 2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 4 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見又は説明を聴くことができる。

(部会)

第7条 通学手段及び小中一貫校の開校に伴い閉校する小学校の開校記念式典等に関する事項を協議するため、委員会に別表に掲げる小学校の学区ごとに小学校区部会（以下「部会」という。）を置く。

2 部会は、次の各号に掲げる者で構成し、教育委員会が委嘱する。

- (1) 新宮地域における地区自治会関係者
- (2) 別表に掲げる小学校の保護者
- (3) 別表に掲げる小学校の学区における未就学児の保護者の代表者
- (4) 別表に掲げる小学校の学校関係者

3 部会の委員の任期は、委員会の例による。

4 部会に部会長及び副部会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

5 部会長は、会務を総括し、部会を代表する。

6 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。

7 部会の会議は、部会長が招集し、部会長がその議長となる。

8 部会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見又は説明を聴くことができる。

9 部会は、協議の経過及び結果を委員会に報告するものとする。

(庶務)

第8条 委員会及び部会の庶務は、教育委員会事務局教育管理部小中一貫教育推進課において処理する。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年10月12日から施行する。

(会議招集の特例)

2 この要綱の施行の日以後最初に開かれる会議は、第6条第1項又は第7条第7項の規定にかかわらず、教育委員会が招集する。

(この要綱の失効)

3 この要綱は、小中一貫校の開校の前日限り、その効力を失う。

別表（第3条、第7条関係）

学校名
西栗栖小学校、東栗栖小学校、香島小学校、新宮小学校、越部小学校、新宮中学校